

令和 7 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社カルタス本郷	代表者氏名	青島 正展
主たる営業所の所在地	静岡県藤枝市下藪田388-1		
許可番号	静岡県知事許可 (般-2)第27409号	許可を受けている 建設業の種類	般一 土、建、大、と、水

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和7年10月14日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		
処分の内容	建設業法第28条第1項の規定に基づく指示 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。 2 上記1(1)及び(2)について講じた措置(上記1に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和7年10月29日(水)までに文書により報告すること。		
処分の原因 となった事実	経営事項審査の虚偽申請 株式会社カルタス本郷は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術者として虚偽の申請を行っていた。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するものと認められる。		
その他参考 となる事項	同日付で営業停止処分も併せて実施		